

## 苓北町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

**第2条** 地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを目的とする。

(用語の定義)

**第3条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者 法第115条の45第1項の被保険者をいう。
  - (2) 要支援者 法第9条第1号に規定する第1号被保険者のうち法第32条の規定により要支援認定を受けた者をいう。
  - (3) 介護予防・日常生活支援総合事業対象者（以下「事業対象者」という。） 65歳以上の者であって、「介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）」に定める様式第1号（以下「基本チェックリスト」という。）の記入内容が同基準様式第2号のいずれかの基準に該当した者をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、法及び「地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）」において使用する用語の例による。

(実施主体)

**第4条** 事業の実施主体は、苓北町とする。ただし、総合事業の利用者、サービス内容及び費用負担額の決定を除き、総合事業の実施について、適切な事業運営ができ、公正かつ中立が保てると認められる社会福祉法人、医療法人又は民間事業者等（以下「委託事業者」という。）に委託すること

ができるものとする。

(事業構成及び内容)

**第5条** 総合事業の構成は、次の各号に定めるとおりとし、当該各号の事業内容は、別表に定めるとおりとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス（法第115条の45第1項第1号イに規定する事業をいう。）

イ 通所型サービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する事業をいう。）

ウ その他の生活支援サービス（法第115条の45第1項第1号ハに規定する事業をいう。）

エ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(対象者)

**第6条** 前条第1号の対象者は、要支援者又は事業対象者であつて、当該サービスを提供する必要があると認める者とする。

2 前条第2号の対象者は、被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(訪問型サービス又は通所型サービスに要する費用の額)

**第7条** 苓北町が定める訪問型サービス又は通所型サービスに要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）」の規定により苓北町の地域区分における割合を乗じて得た1単位の単価に別添に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(指定事業者による事業の実施及び事業に係る支給費)

**第8条** 町長は、法第115条の45の3に掲げる指定事業者による事業を行うものとする。

2 法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の額は、前条の規定により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。ただし、法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者に係る第1号事業支給費の額は、100分の80に相当する額とする。

(受託者の遵守事項)

**第9条** 法第115条の47第4項に基づき事業を委託する場合は、受託者は、省令第140条の69各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

(支給限度額)

**第10条** 居宅要支援被保険者が事業を利用する場合の支給限度額は、法第55条第1項の規定により算定した額とする。

2 事業対象者が事業を利用する場合の支給限度額は、要支援1の区分支給限度額とする。ただし、町長が必要と認めた場合には、要支援2の区分支給限度額を超えない額とすることができる。

3 前項の算定は、指定事業者が行う当該指定に係る事業について行う。

(高額総合事業費及び高額医療合算総合事業費支給の実施)

**第11条** 町長は、事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額（以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。）を支給するものとする。

(利用の手続)

**第12条** 居宅要支援被保険者等は、事業を利用しようとするとき（介護予防サービスを併せて利用しようとするときを含む。）は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第1号）を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出をした者のうち、事業対象者に対し、当該者が事業対象者である旨及び基本チェックリストの実施日等を被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

3 居宅要支援被保険者等は、介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所の変更又は介護予防支援から介護予防ケアマネジメ

ント若しくは介護予防ケアマネジメントから介護予防支援へ変更する場合は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第1号）を町長に届け出なければならない。

- 4 第1項及び前項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して介護予防支援事業を行う地域包括支援センター等が行うことができる。

（総合事業の利用申請）

**第13条** 介護予防・生活支援サービスを利用しようとする者は、介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 利用者基本情報（利用者の状況を把握するための基本的な情報をいう。）に関する書類の写し
- (2) 介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにより作成された介護予防サービス計画等
- (3) 基本チェックリスト

（総合事業の利用の適否の決定）

**第14条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の利用の適否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により介護予防・生活支援サービスの利用が適当であると決定された申請者（以下「事業対象者」という。）に介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 3 町長は、第1項の規定により介護予防・生活支援サービスの利用が適当でないと決定したときは、介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、一般介護予防事業の利用を勧めるものとする。

（利用の中止等）

**第15条** 町長は、事業の利用者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の利用を一時停止し、又は中止させることができる。

- (1) 健康状態に変化がみられ、当該事業を利用することが適切でないと認められたとき。

- (2) 利用者の主治医に一時停止又は中止の指導を受けたとき。
- (3) その他事業の利用を継続することができないと認められたとき。  
(利用の変更等の届出)

**第16条** 利用者は、決定を受けた事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、苓北町介護予防・日常生活支援総合事業利用変更（中止）申請書（様式第4号）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定により利用の可否を決定したときは、苓北町介護予防・日常生活支援総合事業利用変更（中止）決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者及び受託者に通知するものとする。

3 町長は、利用者が死亡し、転出し、又は事業を受ける必要がなくなったときは、前項の規定にかかわらず、事業の利用を中止することができる。  
(利用者の遵守事項)

**第17条** 利用者は、事業の利用による健康被害を防止するために定期的に健康診断を受診するほか、自己の健康管理に努めなければならない。

2 利用者は、事業の利用に当たり、健康状態に変化があったときには、速やかに町長又は事業受託者に報告しなければならない。  
(利用者負担金)

**第18条** 利用者は、総合事業に要した費用のうち、別表に定めるところにより利用者負担金を支払わなければならない。

2 利用者負担金は、1か月の利用ごとに、指定事業者又は委託事業者へ直接納付するものとする。  
(事業の評価)

**第19条** 受託事業者は、事業の実施に当たって、利用者ごとに事前及び事後の評価を行うものとする。

2 前項の評価の方法については、別に定めるところによる。  
(受託事業の実施状況の報告等)

**第20条** 受託事業者は、当該事業に係る経理を他の事業に係る経理と明確に区分しなければならない。

2 受託事業者は、サービスの利用状況を明らかにできる書類のほか、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。

3 受託事業者及び事業に従事している者は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、事業を行うに当たり知り得た秘密を他に漏らして

はならない。

受託事業者は従事者でなくなった後においても、同様とする。

- 4 従事者は、その資質を高めるため町が必要と認めた研修会等に参加しなければならない。

(関係機関との連携)

**第21条** 町長は、事業を実施するに当たり関係する機関との連携を図り、当該事業による効果が期待される対象者の早期発見に努めるほか、対象者に対する支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(雑則)

**第22条** この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条、第18条関係）

種類		事業の種類・事業内容		対象者	利用者負担額
介護 予防 ・ 生活 支援 サ ー ビ ス	訪問型サービス	訪問型サービス	介護予防訪問 介護相当サービス	要支援者又は 事業対象者	サービス費の 1割、2割又 は3割
		訪問型サービスB	生活援助等訪 問サービス	要支援者又は 事業対象者	町長が別に定 める
	通所型サービス	通所型サービス	介護予防通所 介護相当サービス	要支援者又は 事業対象者	サービス費の 1割、2割又 は3割
		通所型サービスA	基準を緩和し た介護予防通 所介護相当サ ービス	要支援者又は 事業対象者	サービス費の 1割、2割又 は3割
	その他の生活 支援サービス	配食サービス	栄養改善を目 的とした配食	町長が別に定 める	町長が別に定 める
	介護予防支援 事業	介護予防ケ アマネジメントA	原則的なケア マネジメント	指定事業所の サービスを利用 する者	無料
		介護予防ケ アマネジメントB	緩和されたケ アマネジメント	多様なサービ スのみを利用 する者	無料
		介護予防ケ アマネジメントC	初回のみ のケアメン ジメント	一般介護予防 事業のみを利用 する者	無料

一 般 介 護 予 防 事 業	介護予防把握事業	委託事業（相談業務等を通じ、支援を要する者を把握し、介護予防事業へつなげる）	65歳以上の高齢者	無料（ただし、食費等別途必要な場合がある）
	介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及啓発を行う	65歳以上の高齢者	—
	地域介護予防活動支援事業	委託事業（地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う）	65歳以上の高齢者及びその支援のために活動に関わる者	—
	一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証や一般介護予防事業の事業評価を行う	65歳以上の高齢者	—
	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職員の関与を促進する。	65歳以上の高齢者及びその支援のために活動に関わる者	—

別添（第7条関係）

苓北町訪問介護相当サービス費、苓北町通所介護相当サービス費及び苓北町介護予防ケアマネジメントサービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。

事業の区分	単位数	1単位の単価
苓北町訪問介護相当サービス費	「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）」別表に定める単位数	10円
苓北町通所介護相当サービス費	「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）」別表に定める単位数	
苓北町介護予防ケアマネジメントサービス費		

様式第1号（第12条関係）

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		個 人 番 号	
		生 年 月 日	性 別
		明・大・昭 年 月 日	男・女
介護予防サービス計画の作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター			
介護予防支援事業所名 地域包括支援センター名		介護予防支援事業所の所在地 地域包括支援センターの所在地	
		〒	
		電話番号 ( )	
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。			
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地	
		〒	
		電話番号 ( )	
介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 ※変更する場合のみ記入してください。			
変更年月日（令和 年 月 日付）			
茶北町長 様 上記の介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出します。 令和 年 月 日 被保険者 住 所 電話番号 氏 名			
確認欄		<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者事業所（地域包括支援センター）番号	

- (注意) 1 この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに茶北町役場福祉保健課へ提出してください。
- 2 介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所（地域包括支援センター）又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず茶北町役場福祉保健課へ届け出てください。  
届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。
- 3 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。

)

様式第2号（第13条関係）

茶北町介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書

年 月 日

茶北町長 様

住所

氏名

（居宅支援事業所による代行申請の場合は押印が必要）

利用者との続柄 電話

次のとおり申請します。

被 保 険 者	被保険者番号		個人番号																		
	フリガナ				男 ・ 女	生年 月日	明・大・昭														
	氏名						年 月 日														
	住 所		〒																		
			電話番号																		
身 体 の 状 況	医療機関名				世 帯 の 状 況	氏 名		年齢		続柄											
	主 治 医 氏 名																				
	病 名																				
	服薬中の薬																				
緊 急 連 絡 先	①	氏 名		続 柄		電話 番号															
		住 所																			
	②	氏 名		続 柄		電話 番号															
		住 所																			
申 請 理 由																					
希望する サービス																					

様

荅北町長

印

介護予防・日常生活支援総合事業利用決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった荅北町介護予防・日常生活支援総合事業の利用申請については、下記のとおり決定（変更・却下）したので通知します。

記

1 利用（変更）の決定

利用者	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日生
決定内容	事業内容			
	利用開始日	年 月 日から		
	事業所名			

2 利用の却下

却下の理由	
-------	--

様式第4号（第16条関係）

茶北町介護予防・日常生活支援総合事業利用変更(中止)申請書

年 月 日

茶北町長 様

住所  
申請者 氏名  
電話

茶北町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第17条第1項の規定により、介護予防・日常生活支援総合事業の利用を変更（中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

利用者氏名		生年月日	年 月 日生
利用事業所			
利用期間	年 月 日	～	年 月 日

1 利用の変更

変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更内容	変更前	
	変更後	

2 利用の中止

中止年月日	年 月 日
中止の理由	

第 号  
年 月 日

様

茶北町長

印

茶北町介護予防・日常生活支援総合事業利用変更(中止)決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった茶北町介護予防・日常生活支援総合事業の利用変更(中止)申請については、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

利用者氏名		生年月日	年 月 日生
住所			

1 利用の変更

変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更内容	変更前	
	変更後	

2 利用の中止

中止年月日	年 月 日
中止の理由	